

病気や病気がけがの回復期のお子さんを 短期間お預かりいたします。



(宇都宮市病児保育事業)

● 病児保育事業とは

子育てと就労の両立を支援することを目的として、病気又は病気がけがの回復期にあるため、集団や家庭での保育ができない期間、お子さんを一時的にお預かりする事業です。

● 対象となるお子さん

市内に居住し、病気又は病気がけがの回復期（医療機関による入院、治療の必要は無いが、安静が必要）にあるため集団保育が困難なお子さんで、保護者が勤務の都合、傷病、事故、出産、冠婚葬祭などの理由により、家庭での保育ができない就学前の乳幼児および小学校就学児童。

※ 済生会宇都宮病院病児保育施設は、下記の市町に居住するお子さんも利用することができます。

矢板市・さくら市・那須烏山市・下野市・上三川町・益子町・茂木町・市貝町・芳賀町・壬生町・塩谷町・高根沢町

● 対象となる症状

- ①感冒、消化不良症（多症候性下痢）など乳幼児が日常罹患する疾病
- ②麻疹、水痘、風疹などの伝染性疾患（感染の恐れがある状態の時は、施設でのお預かりができないこともあります。）
- ③喘息などの慢性疾患
- ④熱傷などの外傷性疾患 など

● 利用の方法

- ①利用の際には、事前に実施施設に電話で予約していただき、利用当日に「病児保育事業利用申請書」（様式1）と主治医（かかりつけの医師）の発行した「利用連絡票」（様式2）を実施施設に提出してください。
- ②利用料は、利用した日に施設にお支払いください。
- ③利用期間は1回につき7日を限度とします。
- ④利用にあたっては、事前に実施施設に予約をしてください。なお、福田こどもクリニック・ひばり保育園・病児保育かいつぶりは登録制となっておりますので、事前に登録を行うか、初めての利用の際に登録をしてください。

● 持参するもの ※持ち物にはかならず名前を書いてください。

	3歳未満児（0・1・2歳児）	幼児（3・4・5歳児）・小学生
	・哺乳瓶（必要な乳児のみ） ・紙おむつ・お尻拭き（使用の場合）1日分 ・下着 2～3枚 ・おしぼりタオル 3枚 ・バスタオル 2枚	・洋服の着替え 1日分 ・下着 2～3枚 ・おしぼりタオル 1枚 ・タオル 1枚 ・バスタオル 2枚
	・ミルク（指定のものがある場合） ・洋服・スタイの替え1日分 ・食食用エプロン 1枚 ・タオル 1枚 ・ビニール袋（汚物入れ） 2枚	・ビニール袋（汚物入れ） 2枚
共通	・好きなおもちゃ、絵本 1～2個 ・健康保険証 ・主治医から処方されている場合、その薬 ・子ども医療費受給資格者証 ・母子手帳	

●実施施設および保育時間(令和元年9月現在)

済生会宇都宮病院病児保育施設 おはなほいくえん
 宇都宮市竹林町 941-3 Tel 678-9600
 (地域型保育施設・うつのみやなでしこ保育園隣接) 送迎対応実施
 月～金 午前8時から午後6時まで
 土曜日 午前8時から午後1時まで
 (日曜日、祝祭日、年末年始の12/29～1/3、5/30を除く)
 一日あたりの定員 12名

(医) 福田こどもクリニック
 宇都宮市下砥上町 1545-20 Tel 659-8850
 月～金 午前8時30分から午後6時まで
 (土・日曜日、祝祭日、年末年始、お盆を除く)
 一日あたりの定員 4名

ひばり保育園
 宇都宮市竹林町 550-2 Tel 627-1316 送迎対応実施
 月～金 午前8時30分から午後5時30分まで
 (土・日曜日、祝祭日、年末年始の12/29～1/3を除く)
 一日あたりの定員 3名

宇都宮東病院 どんぐり病児保育室
 宇都宮市平出町 435 Tel 678-6788
 (地域型保育施設・このみ保育園隣接) 送迎対応実施
 月～金 午前8時30分から午後5時30分まで
 (土・日曜日、祝祭日、年末年始の12/29～1/3を除く)
 一日あたりの定員 4名

ひばりクリニック 病児保育かいつぶり
 宇都宮市徳次郎町 365-1 Tel 665-8897
 (ひばりクリニック内) 送迎対応実施
 月～金 午前8時30分から午後6時まで
 (土・日曜日、祝祭日、年末年始、お盆を除く)
 一日あたりの定員 5名

インターパーク倉持呼吸器ペインクリニック内科
 ちびっこの保育園 病児室
 宇都宮市中島町 765-1 Tel 653-5969
 (インターパーク倉持呼吸器ペインクリニック内科併設)
 毎日(365日対応) 午前8時30分から午後6時まで
 一日あたりの定員 3名

● 利用料金

- ・生活保護世帯・市民税非課税世帯：日額0円(婚姻歴のないひとり親家庭も無料になる場合があります。)
- ・その他の世帯：日額2,500円(昼食・おやつ代を含む)

※利用期間中に病状の変化があった場合には、施設の医師や連携医の診察を受けることがあります。この際の手診料は、別途保護者の負担となります。

● 送迎対応(要登録)

送迎対応は、市内に居住し保育認定(2,3号)を受け、保育所等に在籍している児童が対象となります。利用登録等については、実施している病児保育施設にお問い合わせください。